

鳥取県告示第 487 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 8 日

鳥取県知事 平 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字尾張字中ノ谷365の12、365の14、365の15、字権現谷367の60、367の65、367の69、367の71、367の73、367の81から367の88まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道用地とするため